

習近平時代の中国法再考

— 中国式「法治」とは何か —

高橋 孝治

立教大学アジア地域研究所特任研究員

【梗概】2013年3月14日に中国（中華人民共和国）の国家主席に選出された習近平は、「法」に関する多くの講話を出している。では、習近平はこれらの講話で「法」をどのように考えており、習近平時代の中国法はどのようになっているのだろうか。本稿は、これを考察するものである。習近平の講話を分析すると、「法治」を強調するなどいわゆる西洋的な法理論を受け入れたような発言も見られるのだが、「党の方針が法律よりも優先される」、「政策の法源性」、「非ルールの法を思わせる発言」などこれまでに中国法に対してなされてきた指摘から、変わらないと見られる発言も多くなされている。このことから、本稿では、習近平も一見「法治」を強調しているように見えるものの、中国法の大きな改革が期待できるわけではないことを述べる。

※本稿において [] は直前の単語の中国語原文を表し、初出にのみ付した。

1. はじめに

1.1 本稿の目的

中華人民共和国（以下「中国」という）では、2012年11月15日に習近平が中国共産党中央委員会総書記および中国共産党中央軍事委員会主席に選出された。さらに、習近平は2013年3月14日に中国国家主席に選出された。これらにより、

中国は習近平時代になるのだが、習近平時代の中国の法整備にはある特徴がある。それは「言論、学問、教育、信教、結社の自由や人権に対する規制がますます強化される傾向にあり、選択的には法が動員されることもある点では、毛沢東とは手法こそ異なるが、毛沢東時代の再来を思わせる事態へと逆戻りしつつある」とも表現されている¹⁾。このように習近平時代の中国法は、規制強化が明確に見えるが、習近平は「法」をどのようなものと考えているのだろうか。

2018年3月11日の改正中国憲法前文第7段落で、中国の指導思想の一つに「習近平新時代の中国の特色ある社会主義思想」が加えられたことは、日本でも話題になっている。ここに代表されるように、習近平は既に多くの講話を出しており、その中には「法」に関する発言も多くある。本稿は、これら習近平の講話を見ながら、習近平時代の中国法の特色を探ろうとするものである。

■たかはし・こうじ

日本文化大学卒、法政大学大学院修了（会計修士MBA）、放送大学大学院修士課程修了、中国政法大学刑事司法学院博士課程修了（法学博士）。台湾勤務を経て、現在、立教大学アジア地域研究所特任研究員。法律諮詢師（中国の国家資格「法律コンサル士」。初の外国人合格者）。著書に『ビジネスマンのための中国労働法』（労働調査会、2015年）、『中国年鑑2018』（共著・中国研究所編、明石書店、2018年）など。『時事速報（中華版）』（時事通信社）にて「高橋孝治の中国法教室」連載中。

1. 2 議論の前提 — 中国における「法治」と劇場的法システム

習近平が「法」について触れた講話は、「法治」の話題に関するものが多い。そのため、ここではまず「法治」について解説しておく。さらに、劇場的法システムという中国法の構造についても解説しておく。

「法治」とは、「国家権力の行使は全て法に基づいて行わなければならない」という原則²⁾、本来、民主主義と結びついているものである。それは、以下の理由による。民主主義国家では、主権者たる国民が選挙で選択した議員が法律を作ること、間接的には国民の総意によって法律が作られていると言える³⁾。それゆえ、少なくとも法律はその国の国民の総意であるために、国家は法律に基づいて運営されなければならない、法律に従わなければならないという要請が生まれるのである（「みんなで決めたことは、みんなで守らなければならない」とも言える）。しかし、中国は「法治」ばかりを強調し、「民主」に対してはほとんど進展していないのは周知の事実である。

次に、「劇場的法システム」について解説する。中国をはじめとする社会主義国の法は、いわゆる「西洋諸国の法」とは異なる論理をとる。まず、「政策」にも法的効果があり、しかも「政策」が「法律」より優先的効力があるとされている⁴⁾。これは、中国は非民主主義国家であるため法律を制定・改正をしても、それに基づいた社会運営に失敗するわけにはいかないためである。民主主義国家で法律作成や社会運営に失敗したとしても、それは最終的には議員を選んだ国民の責任となる。しかし、中国での社会運営の失敗は中国共産党（以下「共産党」や「党」ということもある）の「統治の正統性の揺らぎ」という問題に直結する⁵⁾。そのため、法改正案があった場合、それをまず一地方で政策の形で実

行し、社会運営の実験を行ってみる。そして、社会運営の実験が成功だと判断された場合に、全国人民代表大会（議会）に持っていき法律にする⁶⁾。そのため、「法律」は中国全土に適用される原則的なルールではあるが、新しい実験が始まった場合、実験施行地方という一地方のみ、局所的にみれば（一地方のみではなく、中国全土で同時に「新しい実験」を行う場合もある）、実験のために新しい「政策」が優先されるというメカニズムが働く。

また、中国では、「人民」以外には一切の権利を認めないという構成が取られている⁷⁾。ここで言う「人民」とは、社会主義思想を堅持する者⁸⁾、さらに言えば「中国共産党に賛同する者」とも定義できる⁹⁾。例えば、中国では人民でないと認められると、非法な裁き方が合法的に行われるようになるとも言われる¹⁰⁾。このように、国民を「人民」と「人民の敵（人民でない者）」に分け、異なる対応をする手法を「敵・味方の理論」と呼ぶ¹¹⁾。

さらに、古代中国法の「非ルールの法」と呼ばれる法理論も現代に残存していると指摘されている¹²⁾。非ルールの法とは、制定法があってもそれを根拠にした裁判は行わず、立法者自身の判断によって裁きが進み、その結果こそが制定法という活字の法律になるという「法」の発想である¹³⁾。また、中国では、非公開の法が存在しており¹⁴⁾、さらに、一般人には窺い知れない政府関係者の間では、法律や政策を無視した行為が行われていることもある¹⁵⁾。

これらを合わせて、「中国の法」は「劇場的法システム」という形式でモデル化できるとの指摘がある¹⁶⁾。すなわち、中国の「国民」を政府サイドである統治者としての「官」と政府によって統治される被統治者としての「民」に分かれると考え、「民」を「劇場における観客」とし、「官」を「劇場における演者」とすれば、中国の国家

運営は「劇場内での現象」としてモデル化できる。つまり、「民（劇場における観客）」から拍手をされるような「演劇（様々な法的現象や国家活動）」ができればそれでいいのであり、「民」には見えない「官」のみの世界（劇場における「楽屋」）では何が起こっていてもかまわないということである。当該「演劇」は当然に原則として「台本」通りに進行していく。しかし、「台本」は「観客」には公開されておらず、「観客」が分かっているのは「配布されたパンフレットに書かれている演劇の内容」のみである。この「配布されたパンフレット」のように「観客」が「演劇」の内容を知ることができる活字形式の情報、「法律」である。しかし、当然に「台本」と「パンフレットに書かれた演劇の内容」はその大部分が同じなのであるが、異なる点が若干存在する。この「台本」と「パンフレットに書かれた演劇の内容」が異なる部分が「非公開の法」である。その意味では、「演劇の台本」は「非公開の法および公開されている法律を合わせた規範」ということになる。

また、「パンフレット」が配布された後で「舞台監督（中国の国家首脳や中国共産党幹部）」が「演劇」の内容の若干の変更を思いつくことがある。その場合、急いで「観客」に「パンフレットに書かれた演劇の内容を変更する旨の訂正表」を配布する。そして、当該急遽変更した「演劇」が好評だった場合には、次回からその変更した演劇の内容は最初から配布する「パンフレットに書かれた演劇の内容の概要」に反映されている。この「パンフレットに書かれた演劇の内容の概要を変更する旨の訂正表」が中国における「政策」であり、「当該訂正表の内容が反映され、書き直されたパンフレット」は、「政策が反映されて改正された法律」に相当する。そして、「劇場」内の「観客」の中には上演中の「演劇」を妨害する者がまれにいる。劇を妨害

をするため「劇場」内で不審な行動をした場合、「劇場」の警備員に咎められ「楽屋」へ連れていかれる。すると、「観客」だったにも関わらず、連れていかれた「楽屋」という「法律の範囲外の場所」で法律によらない行為や処置が行われるようになる。このため、「演劇」を静かに見ている者は、最後まで「観客」でいられるが、途中で「演劇」を妨害しようとする、「観客」も「楽屋」という「超法規的現象が起こる場所」に連れていかれる。しかし、「観客席」から大きな声で「演者」に対する罵声を投げかけるような妨害がなされた場合、「劇場」の警備員が急いで制止しようとしても、他の「観客」も出演中の「演者」が実は「名優（清廉潔白な「官」に相当する）」ではなく、また当該「演劇」も「名芝居（大多数が満足する政治）」ではないのかもしれないと疑念を持つこともある。これが「中国で報道されてしまった官の不祥事」である。

さらに、「劇場」においては、「演者」がより「観客」が喜ぶ「アドリブ」を思いつき、実行することがある。そしてこの「アドリブ」の評判がよければ、この「アドリブ」は次の公演時には「配布されているパンフレット」にも紹介されることになる。これは、「中国における非ルールの法」という指摘に相当する。

また、「劇場」で「演劇」を行い、「観客」を呼ぶには「広告」も必要であり、そのため「民」に対して聞こえのいい宣伝文句（スローガン）を並べる。この中には、実際には演じるつもりすらないような「誇大広告」もある。しかし、全てが「誇大広告」では、「観客」もそんな「演劇」ができるわけではないと気づき、「広告」の効果が薄れてしまう。そこで、「誇大広告」はあまり多くは出さないようにする。このため、全てではないが一部には実行するつもりもないスローガンが出ることもある。

「劇場」や「一座（中国政府や中国共産党）」

の目的は「観客」を喜ばせて人気を取り、「一座」が解散（中国共産党政権の崩壊に相当する）しないようにすることである。そのため、「どのような演劇を行って観客を喜ばすか」ではなく、「観客が確実に喜ぶ演劇を模索する」ことにもなる。

2. 習近平の「法」に関する講話

本章では、習近平の講話のうち、「法」に関わる部分を見て検証していく。

2.1 党と法の関係

中国は、1997年に「依法治国を行い、社会主義法治国家を建設する」という方針を打ち出した¹⁷⁾。習近平も多くの講話の中で「依法治国」という表現を用いているが¹⁸⁾、同時に「社会主義法治」という表現も多く用いている¹⁹⁾。「社会主義法治」とは何を意味するのだろうか。「中国共産党の指導を堅持することは必須である。党の指導は、中国の特色ある社会主義の最も本質的な特色であり、社会主義法治の最も根本的に保証されるものである。中国の特色ある社会主義法治の道の堅持は、最も根本的には中国共産党の指導を堅持することである……党の指導の堅持は社会主義法治の根本的要求であり、全面的に依法治国を行う中で、意義があることである。党の指導は依法治国の全過程および各方面に貫徹されなければならない」と習近平は述べる²⁰⁾。すなわち、社会主義法治とは、党の指導を堅持するということである。

しかし、ここには問題もある。「党の指導の堅持」がなぜ「法治」となるのだろうか。これは結局、「法治」の名を使って、「党への忠誠」を強要しているだけではないのだろうか。1.2で述べたように、「法治」＝「国家権力の行使は全て法に基づいて行わなければならない原則」は、法を主権者たる国民が間接的に作成している

ため、法治の原則そのものが正当性を得ることができている。1.2で述べた「政策の法源性」や「政策の法律への優先性」は中国だけの法理論ではなく、社会主義国全般の法理論であり、社会主義国ではそもそもが「法律を遵守する」という法理論に立っていない。そのため、「社会主義法治」という表現を使っているが、「社会主義」と「法治」という言葉がそもそも相いれないものなのである。

さらに、習近平は、「党の指導を堅持し、人民は主人公であり、依法治国により統一し、党の指導は依法治国の全過程に貫徹しなければならない」とも述べる²¹⁾。この言葉からは、「党の指導の下、法治を貫徹する」と読める。党が法治が貫徹されているかを監視する機関となればこの言葉通りに行くことも可能であろう。習近平は、「我々の党は執政党であり、法による執政を堅持する」とも述べ²²⁾、「党は法によって執政を行う」としている。しかし、ここで問題なのは、「なぜ党が法治を行う必要があるのか」という点である。本来、民主主義国家における「法治」には、法律はできるだけ機械的に適用されるという要請があり、誰からの指導の下法治を行うということはそもそも観念されていない。その意味では、「党の指導の下、法治を行う」と述べた瞬間に、党の方針と法律に差異があることが前提にあり、その差異が現れたときには党の方針が優先されるという意味があるように思える。中国の「法治」については、「政治」（政治または政党による支配）や「人治」（人による支配）に対する対語として用いられることも少なくないという²³⁾。このような用法が用いられる場合、「法治」は「観念のレベルでは多く言及されるものの、制度的提唱となると必ずしも明確ではない」とも指摘される²⁴⁾。この指摘のように、ここで見た習近平の講話からは、やはり中国の「法治」は観念レベルに留まり、制度的提唱で

はないのかもしれない。

さらに、司法は「我が国の国情と司法の規律を遵守することを結合しなければならない」とか²⁵⁾、「依法治国と依徳治国の結合を堅持しなければならない。法律は成文化した道徳であり、道徳は内心的な法律である。法律と道徳は共に社会行為の規範であり、社会秩序を維持する作用がある」とも述べている²⁶⁾。これらは、司法は規律以外に国情も遵守しなければならない、法の他に道徳も守らなければならないという意味である。その意味では習近平は自ら「法治」を否定する発言もしていることになる。

2.2 政策と法の関係

習近平は、「我々の党の政策と国家の法律はどちらも人民の根本的意思が反映されており、本質的には同じものである。党が指導した人民が憲法や法律を制定し、指導した人民が憲法や法律を執行する、すなわち党が立法を指導し、執法を保障し、法を守ることを行わせる」とも述べている²⁷⁾。この言葉の後段は、「党が立法、執法、遵法の方針を決める」と読めるのだが、前段では「政策と法律が本質的に同等」と述べている。これは、「政策の法律への優先性」については述べてはいないものの、「政策の法源性」を肯定する発言ともとれる。1.2で述べているように、非民主主義国である中国には、西洋的な「法治」は存在しない。しかし、形式的であっても議会を通過した法律以外にもそれと本質を同じくする存在としての政策を肯定しており、形式的にも法治を否定する発言がなされていることになる。

さらに、習近平は「社会の大局的安定は政法工作の基本任務である」とも述べている²⁸⁾。中国では法律より政策が優先されていることは、1.2でも述べた。その中で最も重要とされている政策は、「社会の安定」である²⁹⁾。しかし、こ

の政策は社会が安定するなら（市民が、中国政府の統治に不満を持たないなら）、多少、法律の規定は無視してもかまわないという方法論が内在している³⁰⁾。そして、習近平もまたこのような社会の安定こそが法の執行も含めた政法工作の重要な任務と述べているのである。これは「法治」とは相いれないことは言うまでもない。また、別の表現では、「人民が安価な家に住み、楽しく働くことは政法工作の根本的目標である」とも述べている。表現こそ異なるものの、これも「社会の安定」を意味していると考えられる³¹⁾。

2.3 非ルールの法を思わせる発言

習近平は、「実践は法律の基礎であり、法律は実践と共に発展しなければならない」³²⁾、「我が国の実際から出発することを堅持し、法治を掲げることは一様ではない」とも述べる³³⁾。法律とは本来、将来どのような行動をし、どのような現実が作られるべきかを示したものであるはずである³⁴⁾。しかし、ここでは法律と現実が共に発展すると述べられている。

ここには、1.2で述べたような非民主主義国家である中国は、法律作成に失敗して統治の正統性を揺らがせるわけにはいかないという発想が背景にあるようにも見える。しかし、ここでは法律と実践が共にあるという点から、法律が現実（実践）になることもあるが、現実（実践）があってからそれが法律になることもあるといういわば非ルールの法を容認する発言にも見える。実際、中国では非ルールの法という指摘のように、憲法すらも違憲行為が先にあり、その後憲法改正によってその行為が「合憲化」することもある³⁵⁾。そのような中国ではこのような「法律と実践が共に発展」はあり得る話なのだが、やはりこれも「法治」とは大きく異なる方法論を容認するものとなっている。これについて

は、「中国の現実から出発することを堅持しなければならない。法治の道をどのように進むか、法治体系をどのように建設するか、これは国家の基本的国情によって決定するものである」とし、明確に「法治は国ごとに異なる」と述べている³⁶⁾。

2.4 西洋的な法理論の否定

習近平の発言の中には、いわゆる西洋的な法理論を否定するものも多くある。例えば、「法治は人類の文明の重要な成果の一つであり、法治の精神と要旨は各国の国家統治と社会統治に普遍的な意義がある。我々は世界中の優秀な法治文明の成果を学び、吸収することをしなければならない。ただし、一つの主義をそのまま学習し吸収することは正しくない。我々が主役となり、我々のために、よく識別し、合理的に吸収し、『全面的な西洋化』や『全面的な移植』、そのまま用いることはしてはならない」と述べる³⁷⁾。これまで、「法治」という言葉を使いながら、「政策の優先性」や「非ルールの法」を想起する発言もあったが、ここで明確にいわゆる西側諸国の法理論を全面的に受け入れはしないということを述べている。習近平時代の中国では、街中に「法治」のスローガンが書かれたポスターが貼られたりと「法治」を強調しているように見えたが、やはり「西洋的な法治」とは異なると習近平も認めているのである。

また、習近平は「どのような組織および個人も憲法および法律の範囲内の活動を行い、憲法や法律を超越する特権を持つことは許されない」³⁸⁾、「どのような組織や個人であっても必ず憲法および法律の範囲内で活動しなければならない、全ての公民、社会組織および国家機関は憲法および法律をもって行動基準とし、憲法および法律により権利や権力を行使し、義務や職責を履行しなければならない」とも述べる³⁹⁾。

ここで問題となるのは、個人も憲法を守らなければならないとなっている点である。西洋的な法理論で言えば、憲法を尊重し擁護する義務を負うのは市民ではなく政府である。しかし、この習近平発言から中国における憲法とは、法律と同じく市民を拘束する機能も持っていることになる。また、これまで「人民」という表現が用いられてきたが、憲法や法律を遵守するのは「公民」となっており、「人民と公民の使い分け」、「敵・味方の理論」もいまだ健在であると言える。

さらに、習近平は「党は、立法を指導し、執法を指導し、司法を支持し、遵法を行わせる。他方で、党の行った各方面の強調や指導の核心的作用、依法治国に関する各方面の作用は堅持し、党の主張を貫徹し、依法治国の全過程および各方面を確保しなければならない。また、他方で、党の依法治国に対する指導も改善をしなければならず、党の指導する依法治国の能力とレベルを高くしなければならない」とも述べる⁴⁰⁾。法に党の指導が関わってくるというのは、2.1でも述べたが、ここでは立法、執法、司法の全てに党が関わってくると明確に認めている。中国ではもともと三権分立を否定していたが、改めてその立場を明確にしていると言える⁴¹⁾。

そして、2.1で述べたように、習近平は法と道徳の結合による統治について述べている。西洋的な法理論では、法律と道徳は明確に峻別されるとされているが⁴²⁾、社会主義国では法と道徳は結合するものとされている⁴³⁾。習近平の法と道徳の結合に関する発言は、中国がいまだソビエト連邦から始まる社会主義法を堅持するという事を明確にしていると言えるだろう。

2.5 「誇大広告」的な発言

ここまで述べてきたことを総括すると、習近平の講話から見る限り、習近平時代の中国法も

「党の方針が法律よりも優先される」、「政策の法源性」、「非ルールの法を思わせる発言」などこれまでに成されてきた指摘と大きく変わることはないと言えそうである。しかし、その一方で習近平は西洋的な法制度を受け入れようとしていると読める発言もしている。1.2で中国は実行するつもりのないスローガンを出すことがあると述べたが、この西洋的な法理論を受け入れようとしている発言は、いわゆる実行するつもりのないスローガン（誇大広告）ではないのだろうか。ここでは、これらの発言を見ていく。

「憲法および法律の実施を強化し、社会主義法制の統一、尊厳、権威を維持し、人々の違法を許さず、違法をさせず、違法ができない法治環境を形成し、法があれば必ずそれに依り、執法は厳格に行い、違法は必ず追及されなければならない」⁴⁴、「社会の公平正義の促進は政法工作の核的価値が追求するものである」⁴⁵、「地方保護主義および部門保護主義を克服することが必要」⁴⁶、「司法の公開度を大きく上げ、人民群眾の司法の公正公平に対する注目と期待に応えなければならない」⁴⁷、「全面的に依法治国を推進し、その道を行く必要がある」⁴⁸、「法律の前に人々は平等であることを堅持しなければならない」⁴⁹。このように、法は必ず守る、公平・公正・平等が重要、地方保護主義の克服などこれまで見てきた政策の優先性や「社会主義法治」などは相いれない言葉が並んでいる。

しかし、その一方で「党は人民を指導し、憲法および法律を実施し、党自身も憲法および法律の範囲内で活動する」⁵⁰、「党は依法治国、依法執政を堅持し、憲法および法律の範囲内で活動することを自覚し、各級党組織および多くの黨員、幹部が依法治国による政治核心作用および模範を示さなければならない」⁵¹、「各級で指導を行う幹部は、依法治国を推進することについて重要な責任を負っている。全面的な依

法治国を行うには、指導幹部が『いくつかのポイント』を理解することが必要である。指導幹部は、法を尊重し、法を学び、法を守り、法を用いる模範となり、全党、全国で一緒に努力し、中国の特色ある社会主義法治体系と社会主義法治国家の建設の成果を示さなければならない」など党が手本を示さなければならないともしている⁵²。ここから少なくとも党が事実上超法規的存在となっていることについては改革しようとしているのかもしれない。しかし、この言葉も「誇大広告」である可能性もあり、今後、党と法の関係については注視していきたい。

3. おわりに

本稿では、習近平が「法」についてどのように考えているのかという点を見てきた。2.4でも述べたが、習近平時代の中国では街中に「法治」というスローガンが貼られるなど、「法治」を強調しているように見える。しかし、本稿で見てきたように、習近平自身の言葉に着眼すれば、「社会主義法治」や「政策の優先性」、「非ルールの法を思わせる発言」など、西洋的な法治を受け入れたわけではない（そもそもが「全面的な西洋化」を否定する発言をし、「国情」により法治は一様ではないとすら述べている）。これらを総括すると、結局、一見「法治」を強調しているように見えるものの、これまでみてきたように中国法の大きな改革が期待できるわけではないということである。

また、西洋的な法理論ではなぜ「法治」が必要なのかと言えば、1.2で述べた通り、「法」は主権者たる国民が間接的に作成しているため絶対的な遵守が求められる。中国ではなぜ「法治」が強調されなければならないのだろうか。これについては、習近平は「人民の主体的地位の堅持を行い、法治の堅持は人民のために、人民に依拠し、人民に幸福を与え、人民を保護す

るためにある」と述べている⁵³⁾。しかし、「人民のために法治を行う」と述べても、これは法治を実行する明確な理由にはならない。

実のところは、習近平時代に制定された反スパイ法〔反間諜法〕(2014年11月1日公布・施行)、反テロリズム法〔反恐怖主義法〕(2015年12月27日公布。2016年1月1日施行)、外国NGO国内活動管理法〔境外非政府組織境内活動管理法〕(2016年4月28日公布。2017年1月1日施行)、インターネット安全法〔网络安全法〕(2016年11月7日公布。2017年6月1日施行)など市民への管理・監視を強化するための法律に従うことを強要するため「法治」を強調しているのだろう。いわば、党が市民を従属させるために「法治」を強調していると思われる(市民にも憲法遵守義務がある点もこれを表している)。

なお、2.1で述べたように、社会主義法治とは、「党の指導を堅持することである」としている。このため、社会主義法治を強調すると、立法や執法、司法を指導する党は超法的存在になるのではないかと解釈できる⁵⁴⁾。2.5でも述べたが、習近平は党も遵法し、模範を示さなければならぬとしているが、党も遵法するのか、それとも相変わらず超法規的存在なのかは今後特に注視が必要な部分である。

※本稿は2018年10月10日に寺島文庫塾アジア・ユーラシア研究会第48回定例研究会(於:文庫Caféみねるばの森)で行った講演「習近平の法思想」の講演原稿を若干修正したものである。

注)

1) 高見澤磨=鈴木賢[ほか]『現代中国法入門』(第7版)有斐閣,2016年,63頁。

- 2) 法令用語研究会(編集)『有斐閣 法律用語辞典』(第3版)有斐閣,2006年,1266頁の「法治主義」の項目。
- 3) ルソー(作田啓一=原好男(訳))『社会契約論/人間不平等起源論』白水社,1991年,48頁。
- 4) 高見澤磨=西英昭「中国法」北村一郎(編)『アクセスガイド外国法』東京大学出版会,2004年,295~296頁。田中信行『はじめての中国法』有斐閣,2013年,4~5頁。
- 5) 寺田浩明=王晨[ほか]『中国における非ルール型法のゆくえ—中国法の変容と不変:非ルールの法との対話—』北海道大学大学院法学研究科附属高等法政教育研究センター,2014年,92頁(電子ブック(<http://www.juris.hokudai.ac.jp/ad/wp-content/uploads/sites/5/2014/01/booklet33.pdf>))。
- 6) 修義庭(主編)『馬克思主義法理学』中国・上海遠東出版社,1993年,148頁。
- 7) 周恩来「人民政協共同綱領草案的特点」中共中央文献研究室(編)『建国以来重要文献選編(第一冊)』中国・中央文献出版社,2011年,14頁(初出は1949年9月21日~30日中国人民政治協商會議第一回全体会議)。土屋英雄『中国「人権」考—歴史と当代—』日本評論社,2012年,138頁。
- 8) 毛沢東「關於正確處理人民內部矛盾的問題」中共中央文献研究室(編)『毛沢東文集(第七卷)(1956年1月-1958年12月)』中国・人民出版社,1999年,205頁(初出は『人民日報』1957年6月19日付)。周恩来・前掲註(6)14頁。日本語では、石塚迅『中国における言論の自由—その法思想,法理論および法制度—』明石書店,2004年,24頁を参照。
- 9) なお、時代によって人民の定義が変わるとされており、日中戦争期には「全ての抗日階級」が人民であったとされている(毛沢東・前掲註(8)205頁。韓大元『憲法学基礎理論』北京・中国政法大学出版社,2008年,210頁)。この意味でも、人民は「その時の中国共産党の方針に従う者」と定義づけられると言える。
- 10) 甲斐克則=劉建利(編訳)『中華人民共和國刑法』成文堂,2011年,16頁。高橋孝治「中国にお

- ける人権問題の最近の動向—2015年頃の刑事拘束を中心として『葦牙』(42号) 同時代社, 2016年, 96~97頁。
- 11) 石塚迅・前掲註(8)20~22頁。階級闘争論と呼ぶこともある。
 - 12) 鈴木賢「中国的法観念の特殊性について—非ルールの法のゆくえ—」『国際哲学研究(別冊2)』東洋大学国際哲学研究センター, 2013年, 13頁および18頁。寺田浩明=王晨[ほか]・前掲註(5) 64~65頁。
 - 13) 寺田浩明「『非ルールのな法』というコンセプト—清代中国法を素材として—」『法学論叢』(160巻3・4号) 京都大学法学会, 2007年, 77~85頁。鈴木賢・前掲註(11)18頁。
 - 14) 小口彦太『現代中国の裁判と法』成文堂, 2003年, v~vi頁および115頁。
 - 15) 高橋孝治「中国における劇場の法律観という試論」『北東アジア研究』(27号) 島根県立大学北東アジア地域研究センター, 2016年, 95頁。
 - 16) 高橋孝治「中国における劇場の法律観に関する補論—『劇場の法律観』から『劇場の法システム』へ—」『人間環境学研究』(15巻2号) 人間環境学研究会, 2017年, 123~124頁。高橋孝治・前掲註(15)100~102頁。
 - 17) 季衛東「中国の法治はいずこに向かうのか」愛知大学現代中国学会(編)『中国21』(35号) 東方書店, 2011年, 26頁。
 - 18) 例えば習近平「緊要圍繞堅持和發展中国特色社会主義學習宣傳貫徹黨的十八大精神」『習近平淡治国理政』中国・外文出版社, 2014年, 8頁(初出は2012年11月17日の第18回中央政治局第1次団体学習での講話)。習近平「在第十二届全国人民代表大会第一次會議上的講話」『習近平淡治国理政』41頁(初出は2013年3月17日に行った講話)。習近平「在首都各界紀念現行憲法公布施行30周年大會上的講話」『習近平淡治国理政』138頁および139頁(初出は2012年12月4日に行った講話)。習近平「堅持法治國家, 法治政府, 法治社會一體建設」『習近平淡治国理政』144頁(初出は2013年2月23日の第18回中央政治局第4次団体学習の際の講話)。習近平「做焦裕禄式的省委書記」『習近平淡治国理政(第2卷)』中国・外文出版社, 2017年, 148頁(初出は2015年1月12日の中央党校县委書記研修班學員座談会での講話)。習近平「堅定對中国特色社会主義政治制度的自信」『習近平淡治国理政(第2卷)』287頁(2014年9月5日の全国人民代表大會成立60周年大會での講話)など。
 - 19) 例えば, 習近平「在首都各界紀念現行憲法公布施行30周年大會上的講話」・前掲註(18) 136頁および141頁。習近平「協調推進“四個全面”戰略布局」『習近平淡治国理政(第2卷)』・前掲註書(18) 23頁(初出は2015年1月23日の中国共産党第18回中央政治局第20回団体学習の際の講話)。習近平「不忘初心, 繼續前進」『習近平淡治国理政(第2卷)』・前掲註書(18)39頁(初出は2016年7月1日の中国共産党成立95周年大會での講話)。習近平「加快建設社会主義法治國家」『習近平淡治国理政(第2卷)』・前掲註書(18)113頁(初出は2014年10月23日の中国共産党第18回四中全會第2回會議での講話)など。
 - 20) 習近平「加快建設社会主義法治國家」・前掲註(19)114頁。
 - 21) 習近平「堅持法治國家, 法治政府, 法治社會一體建設」・前掲註(18)146頁。
 - 22) 習近平「堅持法治國家, 法治政府, 法治社會一體建設」・前掲註(18)146頁。
 - 23) 高見澤磨「近現代中国法研究方法試論—中国における『法治』の観点から—」アジア法学会(編), 安田信之=孝忠延夫(編集代表)『アジア法研究の新たな地平』成文堂, 2006年, 131頁。
 - 24) 高見澤磨・前掲註(23)131頁。
 - 25) 習近平「深化司法体制改革」『習近平淡治国理政(第2卷)』・前掲註書(18)130頁(初出は, 2015年3月24日の中国共産党第18回中央政治局第21回団体学習の際の講話)。
 - 26) 習近平「加快建設社会主義法治國家」・前掲註(19)116頁。
 - 27) 習近平「促進社会公平正義, 保障人民安居樂業」『習近平淡治国理政』・前掲註書(18)147頁(初出は2014年1月7日の中央政法工作會議での講話)。
 - 28) 習近平「促進社会公平正義, 保障人民安居樂

-
- 業」・前掲註(27)148頁。
- 29) 山下昇『中国労働契約法の形成』信山社, 2003年, 115頁。また「安定団結および社会安定は中国の特色ある社会主義の前提条件である」と言われている(林学達(主編)『新党章学習読本』中国・国家行政学院出版社, 2012年, 44頁)。さらに「中国共産党が指導する人民は社会主義和諧社会を構築する。それは……安定有序により……」ともあり(中国共産党党規[中国共産党章程](前文第17段落), 中国は「安定」を政策上最重要なものとして位置付けている。
- 30) このため, 中国では2000年代に入っても, 法律の規定通りの判断がなされない裁判結果があることがある。高橋孝治「最高人民法院による無理のある判断—ある日本企業の中国での経験—」『LAW AND PRACTICE』早稲田大学大学院法務研究科臨床法学研究会, 2016年, 308~309頁。高橋孝治「中国で日本企業が経験した製造物責任法に関する訴訟の考察(2・完)」『グローバル経営学会誌』(3号) グローバル経営学会, 2016年, 24頁。
- 31) 習近平「促進社会公平正義, 保障人民安居楽業」・前掲註(27)148頁。
- 32) 習近平「堅持法治国家, 法治政府, 法治社会一体建設」・前掲註(18)144頁。
- 33) 習近平「加快建設社会主義法治国家」・前掲註(19)118頁。
- 34) ホッブス(田中浩=重森臣広[ほか](訳))『法の原理—人間の本性と政治体(岩波文庫34-004-7)』岩波書店, 2016年, 352頁。
- 35) 宇田川幸則「市民と行政の關係の中国的特質に関する初歩的考察—中国国家賠償訴訟の分析をつうじて—」『關西大學法學論集』(55卷4・5合併号) 關西大学, 2006年, 599頁。
- 36) 習近平「加快建設社会主義法治国家」・前掲註(19)117頁。
- 37) 習近平「加快建設社会主義法治国家」・前掲註(19)118頁。
- 38) 習近平「不忘初心, 繼續前進」・前掲註(19)38頁。
- 39) 習近平「堅持法治国家, 法治政府, 法治社会一体建設」・前掲註(18)145頁。
- 40) 習近平「加快建設社会主義法治国家」・前掲註(19)114頁。
- 41) 三権分立が確立されないと, 自由は存在しないし, 圧制が敷かれるとされている。モンテスキュー(野田良之=稲本洋之助[ほか](訳))『法の本質(上)』岩波書店, 1987年, 212頁。
- 42) ラートブルフ(碧海純一(訳))『法学入門(ラートブルフ著作集第3巻)』(改訂) 東京大学出版会, 1968年, 8頁。P.G. ヴィノグラドフ(末延三次=伊藤正己(訳))『法における常識(岩波文庫34-017-1)』岩波書店, 1972年, 52頁。
- 43) 福島正夫「社会主義の家族法原理と諸政策」福島正夫(編)『家族—政策と法(5) 社会主義国・新興国』東京大学出版, 1976年, 35頁。
- 44) 習近平「堅持法治国家, 法治政府, 法治社会一体建設」・前掲註(18)145頁。
- 45) 習近平「促進社会公平正義, 保障人民安居楽業」・前掲註(27)148頁。
- 46) 習近平「堅持法治国家, 法治政府, 法治社会一体建設」・前掲註(18)145頁。
- 47) 習近平「堅持法治国家, 法治政府, 法治社会一体建設」・前掲註(18)145頁。
- 48) 習近平「加快建設社会主義法治国家」・前掲註(19)113頁。
- 49) 習近平「加快建設社会主義法治国家」・前掲註(19)115頁。
- 50) 習近平「領導幹部要做尊法学法守法用法的模範」『習近平淡治国理政(第2巻)』・前掲註書(18)128頁(初出は2015年2月2日の省級主要幹部に対する第18回党大会の精神を貫徹し依法治国を推進する検討会での講話)。
- 51) 習近平「加快建設社会主義法治国家」・前掲註(19)114~115頁。
- 52) 習近平「領導幹部要做尊法学法守法用法的模範」・前掲註(50)126頁。
- 53) 習近平「加快建設社会主義法治国家」・前掲註(19)115頁。
- 54) 「中国共産党の指導は, 中国の特色ある社会主義の本質的特色である」との表現で, 2018年3月11日公布・施行の改正中国憲法第1条第2項にも類似する規定が盛り込まれた。
-